

* 主な信用保証料率

	制 度 名	料率区分(注1)									定性要因割引		
												有担保	中小企業会計準拠
協	普通保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.10	0.10	
	根保証(手形割引)	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	0.10	0.10	
	根保証(手形貸付)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.10	0.10	
	当座貸越根保証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	/	0.10	
		0.80										0.10	
	カードローン根保証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	/	0.10	
		0.80										0.10	
	会	長期経営資金	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.10	0.10
		開業資金保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.10	0.10
		特別小口保証	0.95									/	0.10
流動資産担保融資(ABL)保証		0.68									/	0.10	
中小企業特定社債保証		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.10	0.10	
資金繰り円滑化借換保証 (注2)		一般保証対応	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.10	0.10
		経営安定関連対応	0.95									/	0.10
小口零細企業保証		2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	/	0.10	
		0.95										0.10	
制		設備投資支援資金アタック保証	1.35	1.27	1.17	1.07	0.97	0.90	0.80	0.60	0.45	0.10	0.10
	がんばる企業支援資金5000・500	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.10	0.10	
	経営安定関連保証	1~6号	0.95									/	0.10
		7~8号	0.80									/	0.10
	創業等関連保証	0.95									/	0.10	
県	制 度	1.35	1.27	1.17	1.07	0.97	0.90	0.80	0.60	0.45	0.10	0.10	
市	町 制 度	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.10	0.10	

(注1) 財務その他経営に関する情報を基に、リスク計測モデル(CRDモデル)により、制度毎に第1区分~第9区分の範囲で料率を決定。これに定性情報を加味して料率を決定します。

なお、区分対応する保証において次のいずれかに該当する事業者については、第5区分の保証料率に定性情報を加味して料率を決定します。

個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの

事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業

(注2) 資金繰り円滑化借換保証は、利用する各制度に定める料率による。